「電気需給契約」重要事項説明書

ご契約前に「電気需給契約書」の記載内容と合わせて ご確認ください。

個人情報の取扱いについて

- ●房州ガス株式会社(以下、房州ガスといいます。)は、 大多喜ガス株式会社(以下、大多喜ガスといいます。) の代理事業者として、電気需給契約をお客さまとの間で締結いたします。
- ●契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、 房州ガスおよび大多喜ガスのプライバシーポリシー に従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売 電気事業者、送配電事業者、需要抑制契約者および 電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。
- ●お客さまが、「房州ガスの電気」電気需給約款(以下、単に「電気需給約款」といいます。)によりお支払いいただくことが必要となった料金その他の債務について、大多喜ガスの定める期日を経過してもお支払いが確認できない場合等には、お客さまの氏名、住所、お支払い状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

契約の申し込みについて

- ■電気需給契約を締結することを希望される場合は、 房州ガスに直接お申し込みいただくほか、電話、インター ネット等によりお申し込みいただけます。
- ●房州ガスおよび大多喜ガスは、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況(すでに消滅しているものを含む房州ガスもしくは大多喜ガスとの他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合および適当でないと判断した場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

契約内容について

- 契約内容の詳細は電気需給約款によるものといたします。
- ●房州ガスおよび大多喜ガスは電気事業法上において 定められている契約締結前および契約締結後の書面 交付について、書面でお知らせする事項を除いては、 書面交付に代えて、電気需給約款を房州ガスのホーム ページに掲載する方法によりこれを提供します。
- ●房州ガスおよび大多喜ガスは、電気需給約款を変更することがあります。お客さまは、変更後の電気需給約款に異議がある場合、解約することができます。
- ●電気需給約款または電気需給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際には、供給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他房州ガスおよび大多喜ガスが適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

供給開始時期について

●電気需給契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者との託送供給契約の締結等、大多喜ガスによる必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申し込みから2~3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申し込みから2週間~1ヵ月半後となります。なお、手続きの

都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- ●現在スマートメーターが設置されていない場合は、 送配電事業者がスマートメーターを設置いたします。
- ●現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は大多喜ガスが代行して行いますので、「房州ガスの電気」の供給開始とともに現在ご契約中の小売電気事業者との契約は解約されます。万が一、供給開始予定日より前にお申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに房州ガスまたは大多喜ガスへその旨をお申し出いただく必要があります。

料金メニューの適用条件について

- ●料金メニューは、お客さまからの申し込みに基づき 適用条件を満たす場合に適用いたします。
- ●料金メニューの適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気需給約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

料金について

- ●電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。 また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さま に電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電 促進賦課金をご負担いただきます。
- ●電気のご使用量によっては、これまでの料金と比べメリットが出ない場合があります。チラシ等に記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。 また料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績

また料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

料金計算方法について

- ■電気料金(適用プラン:お家ぽっ!ぱっ!Sプラン) A(本体料金)
 - ± B (燃料費調整額)
 - + C (再生可能エネルギー発電促進賦課金)
 - A…基本料金+電力量料金(電力量料金単価× ひと月のご使用量) -割引額*1
 - B…燃料費調整単価×ひと月のご使用量
 - C…再生可能エネルギー発電促進賦課金単価× ひと月のご使用量
- *1 セット割引の適用がある場合の割引額は、基本料金 および電力量料金から「割引率(定率)」を乗じた額。
- ■電気料金(適用プラン:お家ぽっ!ぱっ!プラン、お店ぽっ!ぱっ!プラン、お店パワープラン)A(本体料金)
 - ± B (燃料費調整額)
 - + C (再生可能エネルギー発電促進賦課金)
 - A…(基本料金-基本料金割引*2)
 - +電力量料金(電力量料金単価×ひと月のご使用量)
 - B…燃料費調整単価×ひと月のご使用量
 - C…再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 ×ひと月のご使用量
- *2 セット割引の基本料金割引の適用のある料金プランの場合。

料金算定の方法と料金のお支払いについて

- ●検針および使用量の算定は、送配電事業者により託送 供給等約款に従って行われます。その結果を大多喜ガス が受け取り電気需給約款の定めに基づき電気料金を 算定いたします。
- ●料金算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合の料金算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から解約日の前日までの期間といたします。
- ●電気の供給を開始し、または電気需給契約を解約した場合で、料金算定期間が日割計算となる場合については、電気需給約款に基づき料金を日割計算により算定します。その場合には、所定の計算式に基づき、基本料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階性の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。
- ■電気のご使用量および電気料金は、これらを記載した 「電気料金内訳書」の郵送にてお知らせいたします。
- ■電気料金は電気需給約款に定める方法で、支払期限日までに毎月お支払いいただきます。支払期限日は、電気需給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- ●支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気需給約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- ●支払期限日を経過してもなお料金(房州ガスもしくは大多喜ガスとの他の契約の料金を含みます。)、延滞利息または電気需給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等電気需給約款で定める一定の事由に該当するときは、房州ガスおよび大多喜ガスは15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。

契約の変更および解約について

- 契約の変更や解約を希望される場合は、房州ガスまたは大多喜ガスへお申し付けください。
- ●お引越し等の理由により解約する場合は、解約希望日をお知らせください。なお、房州ガスまたは大多喜ガスがお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受けた日を解約日とします。
- ●お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます(原則、房州ガスおよび大多喜ガスへの解約のお申し出は不要です)。
- ■電気需給契約の解約等にあたり大多喜ガスが送配電 事業者から請求された金額は、違約金としてお客さま から申し受けます。
- ●クーリング・オフにより契約を解約された場合や 大多喜ガスから契約を解約した場合等で、お客さま が無契約状態となったときには、電気の供給が停止 いたしますので、他の小売電気事業者へお申し込み いただく必要があります。

その他について

- ●「房州ガスの電気」の供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルト、動力契約の場合は交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。
- ●お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに 配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気 の使用等にともなわないでお客さまの希望によって供給 設備を変更する場合は、託送供給等約款に従い大多喜ガス が送配電事業者に支払うべき金額を工事費負担金として お客さまから申し受けます。
- ●送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、房州ガスおよび大多喜ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、房州ガスおよび大多喜ガスは損害賠償責任を負わないものといたします。
- ●大多喜ガスまたは送配電事業者が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ●現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約する ことで、解約金の発生等、お客さまの不利益となる事項 が発生する可能性があります。当社とのご契約の前に 他の小売電気事業者との契約内容を十分にご確認くだ さい。
- ●房州ガスは、お客さまへ電気料金、使用量等を通知するために必要な情報を大多喜ガスから取得し、通知に必要な範囲およびサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でそのお客さま情報を利用いたします。

代理事業者

●事業者名 房州瓦斯株式会社

●事業者住所 千葉県館山市館山1365 番地

●お問い合わせ 0470-22-2251

(受付時間) 8:00~17:00

※日曜、祝日、房州ガス所定休業日を除きます。

小売電気事業者(役務提供事業者)

事業者名 大多喜ガス株式会社

●事業者住所 千葉県茂原市茂原661番地

●登録番号 A0503

●お問い合わせ お客さまサポートセンター

0475-24-6151

(受付時間) 9:00~17:30

※日曜、祝日、大多喜ガス所定休業日を除きます。